

## ○岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業等の担い手不足の解消及び移住の促進を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 令和元年7月1日以降に岡谷市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 企業等 移住支援金の対象として長野県が選定した法人であって、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。
- (3) 創業支援金 国及び長野県の地方創生起業支援事業に基づき、長野県が交付する支援金をいう。
- (4) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

### (交付対象者)

第3条 移住支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号及び第2号の要件を全て満たす者又は、第1号の要件を全て満たし、かつ創業支援金の交付決定を受けている者とする。ただし、この事業と同様の趣旨により国、都道府県又は市が行う補助事業の交付の対象となる場合は、移住支援金の対象者になることはできない。

#### (1) 移住等に関する要件

ア 移住の直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 移住の直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、

就労をしていたこと。この場合において、当該就労の期間の起算日は、住民票を移す3か月前まで遡ることができる。

ウ 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して市内に居住する意思を有していること。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。

## (2) 就業に関する要件

ア 企業等の求人に応募し、採用されていること。

イ 採用された企業等の勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

ウ 3親等以内の親族が代表者又は取締役などの経営を担う職務を務めている企業等への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、移住支援金交付申請時において当該企業等に連続して3月以上勤務していること。

オ アの応募した日が、企業等の求人情報がマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して企業等に勤務する意思を有していること。

キ 企業等への就業は、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

### (移住支援金の区分及び額)

第4条 移住支援金は、世帯に対し交付するものとし、交付区分及び額は別表のとおりとする。この場合において、世帯に複数の交付対象者がいる場合であっても、移住支援金の交付の対象は1世帯当たり1人までとする。

### (登録申請等)

第5条 第3条に規定する交付対象者を有する世帯の代表者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、事前に移住支援金の登録を受けるものとする。

2 前項の登録は、次に掲げる期間内に岡谷市移住支援金交付対象者登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号の要件（同号エは除く。）を全て満たす者 マッチングサ

イトに掲載された求人の企業等に就業した日から起算して3か月が経過した日まで  
(2) 第3条第1号の要件を全て満たし、創業支援金の交付決定を受けた者 創業支援金の交付決定を受けた日から起算して1か月が経過した日まで

3 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、岡谷市移住支援金交付対象者登録通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査の結果、要件を満たさない等の理由により交付対象者として登録することができない場合は、その理由を付して岡谷市移住支援金交付対象者登録不可通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請等）

第6条 前条の登録を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に岡谷市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 第3条第1号及び第2号の要件を全て満たす者 移住した日から起算して3か月以上1年以内

(2) 第3条第1号の要件を全て満たし、創業支援金の交付決定を受けた者 創業支援金の交付決定を受けた日から起算して1年以内

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の申請は1月末日までとする。

（交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、前条の申請等があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、及び確定し（以下「交付決定等」という。）、岡谷市移住支援金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、その理由を付して、岡谷市移住支援金交付申請却下通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第8条 市長は、前条第1項の規定による移住支援金の交付決定等をしたときは、当該者に対し、移住支援金を交付するものとする。

（移住支援金の返還）

第9条 市長は、移住支援金の交付決定等を受けた者が次に掲げる事項に該当するとき  
は、当該交付決定等の全部又は一部を取消し、既に移住支援金を交付しているときは、  
期日を定め当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、企業等の倒  
産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると市長が認めたとき又は移住支援金の  
交付申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した日から3か月  
以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

- (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- (2) 創業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (3) 移住支援金の交付申請日から市外に転出した日又は移住支援金の要件を満たす職を  
辞した日までの期間が3年に満たないとき。
- (4) 移住支援金の交付申請日から市外に転出した日又は移住支援金の要件を満たす職を  
辞した日までの期間が3年以上5年以内であるとき。

2 前項に定める交付決定等の取消し及び移住支援金の返還は、同項第1号から第3号ま  
であっては全額に相当する額とし、同項第4号にあっては半額に相当する額とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岡谷市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、こ  
の告示の施行の日以後に岡谷市へ移住した者から適用し、施行の前日に移住した者につ  
いては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

交付世帯区分	1世帯当たりの支援金の額
単身の世帯	60万円

2人以上の世帯	100万円
---------	-------

備考

2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- (1) 世帯を構成する者（以下「世帯構成員」という。）が、移住元及び申請時において同一世帯に属していること。
- (2) 世帯構成員が、この要綱の施行日以後に移住し、交付申請時において移住した日から起算して、3か月以上1年以内であること。
- (3) 世帯構成員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。